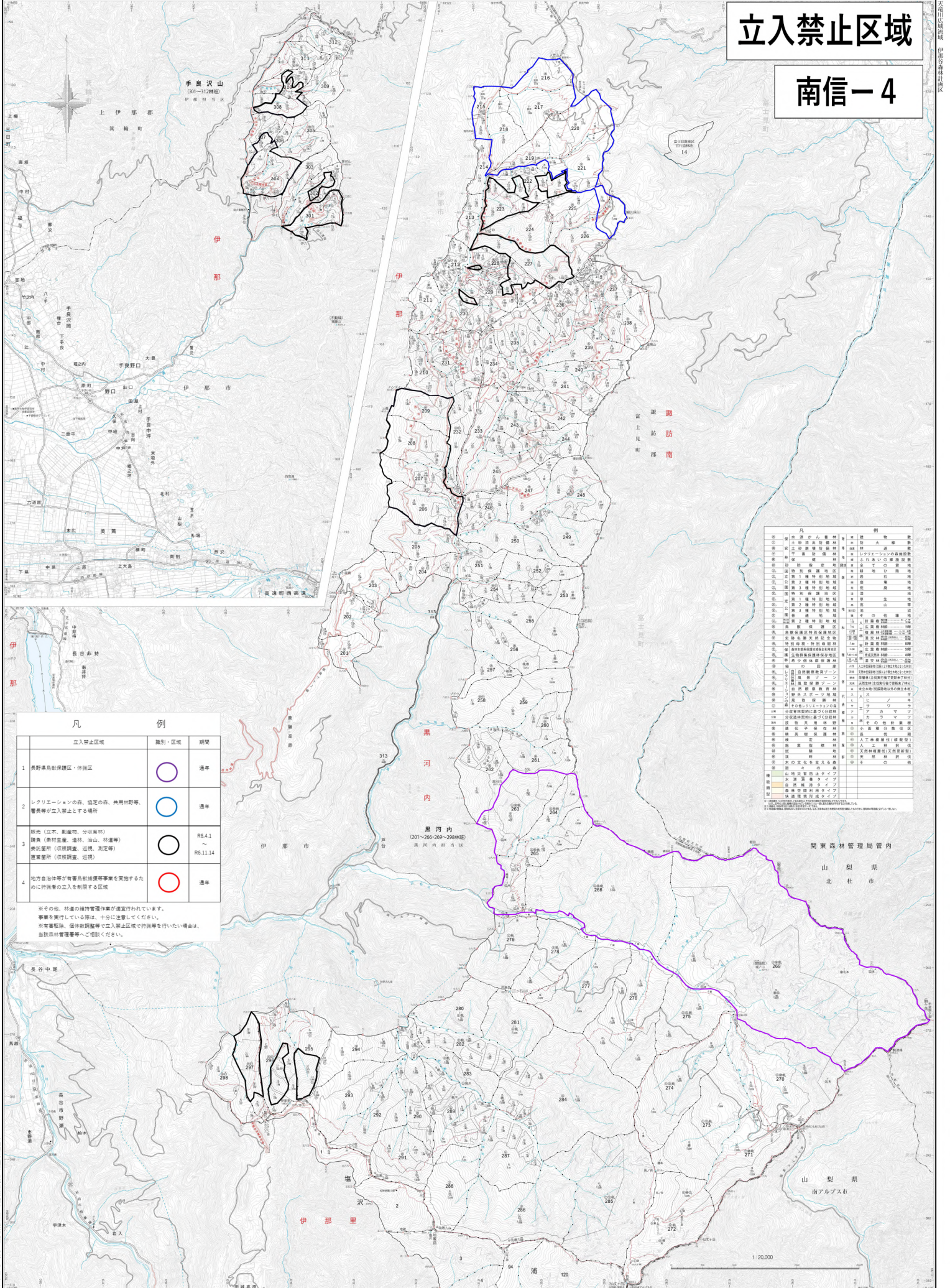


立入禁止区域

南信-4



凡	例
1 長野県鳥獣保護区・休養区	緑色の点線
2 レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、管長等が立入禁止とする場所	赤色の点線
3 防火(立木、薪割場、刈取場等) 講義(農村生態、造林、治山、林道等) 委託箇所(刈取調査、巡視、測定等) 運営箇所(刈取調査、巡視)	黒色の点線
4 地方自治体等が有害鳥獣捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	赤色の点線

※その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。
事業を実施している際は、十分に注意してください。
※有害鳥獣(有害野鳥)が立入禁止区域で狩猟等を行う場合は、
当該森林管理事務所へご相談ください。